

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号

改正案	現行
<p>別紙様式第1号 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期中 ( 年 月 日現在) 中間貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4 (ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第4項を除く。)に規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(19) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第1号 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期中 ( 年 月 日現在) 中間貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4 (ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第6項を除く。)に規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(19) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第1号の2 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期中 ( 年 月 日現在) 中間貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4 (ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第4項を除く。)に規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(19) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第1号の2 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期中 ( 年 月 日現在) 中間貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4 (ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第6項を除く。)に規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(19) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第2号

改正案	現行
<p>別紙様式第2号 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2年 月 日現在中間貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4 (ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第4項を除く。)に規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(15) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第2号 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2年 月 日現在中間貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4 (ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第6項を除く。)に規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(15) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第2号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第2号の2 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2年 月 日現在中間貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4 (ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第4項を除く。)に規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(15) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第2号の2 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2年 月 日現在中間貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4 (ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第6項を除く。)に規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(15) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号

改正案	現行
<p>別紙様式第3号 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期末 ( 年 月 日現在) 貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(30) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第3号 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期末 ( 年 月 日現在) 貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第5項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(30) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第3号の2 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期末 ( 年 月 日現在) 貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(30) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第3号の2 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期末 ( 年 月 日現在) 貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第5項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(30) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第4号

改正案	現行
<p>別紙様式第4号 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 年 月 日現在 貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(20) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第4号 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 年 月 日現在 貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第5項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(20) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第4号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第4号の2 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 年 月 日現在 貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(20) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第4号の2 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 年 月 日現在 貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第5項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(20) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第5号の2 (第18条第4項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(7)~(23) (略)</p> <p>2~7 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第5号の2 (第18条第4項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1項から第5項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(7)~(23) (略)</p> <p>2~7 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第6号

改正案	現行
<p>別紙様式第6号 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4 (ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第4項を除く。)に規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(20) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第6号 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4 (ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第6項を除く。)に規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(20) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第6号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第6号の2 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4 (ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第4項を除く。)に規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(20) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第6号の2 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4 (ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第6項を除く。)に規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(20) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第6号の3

改正案	現行
<p>別紙様式第6号の3 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(31) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第6号の3 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第5項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(31) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第6号の4

改正案	現行
<p>別紙様式第6号の4 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(31) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第6号の4 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第5項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(31) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第7号

改正案	現行
<p>別紙様式第7号 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4 (ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第4項を除く。)に規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(15) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第7号 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4 (ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第6項を除く。)に規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(15) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第7号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第7号の2 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4 (ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第4項を除く。)に規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(15) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第7号の2 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4 (ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第6項を除く。)に規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(15) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第7号の3

改正案	現行
<p>別紙様式第7号の3 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(20) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第7号の3 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第5項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(20) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第7号の4

改正案	現行
<p>別紙様式第7号の4 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(20) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第7号の4 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第5項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(20) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(以下略)</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第8号の2 (第19条第2項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>連結貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(7)~(24) (略)</p> <p>3~8 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第8号の2 (第19条第2項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>連結貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1項から第5項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(7)~(24) (略)</p> <p>3~8 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 12 号

改正案	現行
<p>別紙様式第 12 号 (第 34 条の 24 第 2 項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p>(略)</p> <p>第 2 連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第 期末 ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 15 条の 6 第 1 項から第 3 項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(7)~(8) (略)</p> <p>2~8 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第 12 号 (第 34 条の 24 第 2 項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p>(略)</p> <p>第 2 連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第 期末 ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 15 条の 6 第 1 項から第 5 項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(7)~(8) (略)</p> <p>2~8 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 13 号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第 13 号の 2 (第 34 条の 25 第 1 項及び第 4 項関係)</p> <p>第 1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>連結貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 15 条の 6 第 1 項から第 3 項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(7)~(24) (略)</p> <p>3 ~ 9 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第 13 号の 2 (第 34 条の 25 第 1 項及び第 4 項関係)</p> <p>第 1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>連結貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 15 条の 6 第 1 項から第 5 項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(7)~(24) (略)</p> <p>3 ~ 9 (略)</p> <p>(以下略)</p>